

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定

款

新  
橋  
運  
輸  
合  
資  
會  
社



第一章 總則

第一條 本會社ハ新橋運輸合資會社ト稱シ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、輸送貨物取扱業

一、右ニ附帶スル一切ノ業務

第二條 本會社ハ本店ヲ東京市内ニ置ク

第三條 本會社ノ存立期間ヲ會社成立ノ日ヨリ滿貳拾ケ年トス

第二章 社員及出資

第四條 本會社ノ無限責任社員有限責任社員及ビ其ノ出資額ハ左ノ通り

東京市荒川區南千住町壹丁目拾五番地

一金壹萬圓也 無限責任 岩田伊太郎

東京市品川區大井山中町四千貳百七拾七番地

一金貳千五百圓也 無限責任 倉 知 政 七

東京市世田谷區上馬町壹丁目六百拾五番地

一金五百圓也 有限責任 熊 倉 來之助

東京市荒川區三河島町壹丁目參千六番地

一金五百圓也 有限責任 木 下 彦 作

東京市芝區新橋貳丁目壹番地八

一金貳千五百圓也 有限責任 高 尾 省 一

第五條 無限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ各自會社ヲ代表ス

第參章 計 算

第六條 本會社ノ計算期ハ每年壹月參拾壹日及ビ七月參拾壹日ノ兩

度トス

第七條 業務執行社員ハ每期計算期ノ終リシ後ニ於テ左ニ掲ケル書

類ヲ社員ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一、財 產 目 録

一、貸 借 對 照 表

一、營 業 報 告 書

一、損 益 計 算 書

一、利益配當ニ關スル議案

第八條 本會社ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ純利金トシ  
左ノ如ク處分ス

一、積 立 金 若 干

一、社 員 配 當 金 若 干

一、後 期 繰 越 金 若 干

第九條 本會社ノ配當率ハ各社員出資額ノ割合ニヨリ

第四章 社員退社

第拾條

本會社ノ社員ニシテ止ムコトヲ得サル事由アル時ハ各社員ハ何時ニテモ退社スルヲ得ル外商法第六拾九條ニ規定ノ事由アル時ハ退社ス

第拾壹條

社員ノ除名ハ左ノ場合ニ於テ他ノ社員ノ一致ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

- 一、社員カ出資ヲ爲スコト能ハサル時
- 一、會社ニ對シテ不正ノ行爲ヲ爲シタル時
- 一、其ノ他社員カ重要ナル義務ヲ履行セサル時

第拾貳條

退社ノ社員ニ對シテハ會社ハ退社當時ニ於ケル會社財産ニ應シ其ノ持分ノ割合ニヨリ拂戻スモノトス但シ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的トナシタル社員ニ對シテハ其ノ持分ヲ拂戻シセサルコトヲ得

第五章 解散

第拾參條

本會社ハ總社員ノ同意アルトキ及商法第七拾四條規定ノ事由アル時ハ解散スルモノトス

第拾四條

殘餘財産ハ各社員ノ持分ニ應シテ之ヲ分配ス

右新橋運輸合資會社ノ定款ヲ作成シ各社員左ニ署名捺印ス

昭和六年七月

東京市芝區新橋貳丁目壹番地

新橋運輸合資會社

岩田伊太郎

倉知政七

熊倉來之助

木下彦作

高  
尾  
省  
一